

Ⅲ. 教員養成に係る授業科目とその内容並びに授業計画について

教育職員免許状取得に関する要項（国際社会専攻）

1 プログラム

本学で教員免許状を取得しようとする人は、①卒業に必要な単位を修得し、さらに学則等に基づき、②教育職員免許法や教育職員免許法施行規則に定められている必要な科目の単位を併せて修得しなければなりません。この要項に定められたことをしっかりと読んで履修してください。

2 本学で取得できる免許状・資格の種類および教科

本学では、次の表に書かれた免許状・資格の種類と教科に関する免許状を取得できます。

免許状の種類（国際社会専攻）	教科
中学校教諭一種 高等学教諭一種	社会・英語 地歴・公民・英語

免許状・資格の種類（地域児童教育専攻）	教科
保育士資格 ※幼児教育・保育コースのみ 幼稚園教諭一種小学校教諭一種	

※国際社会専攻の学生は、中学校教職課程を履修し、かつ「教職聴講願」を提出し認められた場合、幼稚園または小学校の教職課程が履修可能

3 基礎資格および最低必要単位

本学で教育職員免許状を取得するために必要な要件は次のとおりです。

- 1) 基礎資格として学士の学位を有すること（大学を卒業すれば得られる）
- 2) 以下の教員免許状単位を修得すること（教員免許状単位修得要件として「教育職員免許法に定める科目」と「教育職員免許法施行規則で定められた科目」を次の表の通り修得すること）

教育職員免許法施行規則で定められている科目の名称	本学で該当する授業科目 (登録時はこの授業科目を登録する)	免許法		本学	
		中学	高校	中学	高校
日本国憲法	憲法 I	2		2	
体育	健康運動実習	2		2	
外国語コミュニケーション	Spoken English I・II または中国語 A I・A II	2		4	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	情報処理演習	2		2	

(単位)

*本学では免許法で定められた単位より多く設定されています。 *本学指定の単位を取得した場合は、卒業時に免許状一括申請を大学側で行います。それ以外の法定単位内で免許状を申請する場合は個人申請となります。

2023 年度以降入学者に適用

教育職員免許法で定められた科目	中学校		高等学校	
	免許法	本学	免許法	本学
教科及び教科の指導法に関する科目	28	英語 28 社会 32	24	29 選択含む
教育の基礎的理解に関する科目	10	12	10	12
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	14	8	12
教育実践に関する科目	7	8	5	6
大学が独自に設定する科目	4	2	12	0
合 計	59	英語 64 社会 68	59	59

(単位)

* 本学では免許法で定められた単位数より多く設定されている免許種もあります。

* 他の区分の修得単位数のうち最低修得単位を超えて修得した単位は、大学が独自に設定する科目の単位数としてカウントされます。

* 必修科目の他に選択科目で免許法必要単位数を修得しなければなりません。

3) 特別支援学校及び社会福祉施設等での「介護等体験」をおこなうこと（高等学校教員免許状を除く） 小学校及び中学校の教員免許状の取得には「介護等体験」に参加することが必要です。

a. 特別支援学校（省令が定める盲・聾・養護学校）で2日間、社会福祉施設等で5日間の「介護等体験」が義務付けられています。

b. 小学校および中学校の教員免許状を申請する際には「介護等体験」を行った施設の長が発行する「証明書」を提出しなければなりません。（高等学校教員免許状の申請には不要）

（注1）「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」に基づきます。

4 教育の基礎的理解に関する科目等

教員免許状単位の内、「教育の基礎的理解に関する科目等」の具体的な内容は以下の通りです

科目区分	授業科目	学年	単位	備 考
教育の基礎的理解に関する科目	教育と人間「教育原理Ⅰ」	2	2	初等・中等共通
	教職論	1	2	初等・中等共通
	教育と社会「教育原理Ⅱ」	2	2	初等・中等共通
	教育と心理「教育心理学」	1	2	初等・中等共通
	特別支援教育（共生の教育）	3	2	初等・中等共通

Ⅲ. 教員養成に係る授業科目とその内容並びに授業計画について

	教育課程論	1	2	初等・中等共通
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に	道徳の理論と指導法	2	2	初等・中等共通（小中免）
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	3	2	初等・中等共通
	教育方法・技術	2	2	初等・中等共通
	ICT 活用実践特講	2	2	初等・中等共通
関する科目	生徒指導論	2	2	初等・中等共通
	教育相談論	2	2	初等・中等共通
	進路指導論	3	2	初等・中等共通
教育実践に関する科目	教育実習事前事後指導（中等）	3	2	
	教育実習・中等A	4	2	
	教育実習・中等B	4	4	
	教職実践演習	4	2	初等・中等共通

【注 意】

- 中学校教員免許状を取得しようとする場合には、「道徳の理論と指導法」と、取得しようとする免許教科ごとに定められた「教科教育法」の科目を共に修得しなければなりません
- 本学の英語科教員免許状取得希望者は、前年度の3月までに TOEIC550 点以上のスコアがないと英語科教育法を履修できません。
- 「教育実習」の単位を取得するには、「教育実習事前事後指導（中等）」に必ず参加しなければなりません。掲示される日程に十分注意して下さい。
- 中学校及び高等学校の教員免許状取得希望者は、「教職論」、教育と人間「教育原理Ⅰ」、教育と社会「教育原理Ⅱ」、教育と心理「教育心理学」を原則として修得済みでないといけません。

5 大学が独自に設定する科目

教員免許状単位の内、大学が独自に設定する科目には、取得免許ごとに以下の○が該当します。なお、他の区分の修得単位数のうち最低修得単位を超えて修得した単位は、大学が独自に設定する科目の単位数としてカウントされます。これらの単位は卒業単位としても認められます。

授業科目	学年	単位	高校 地歴	高校 公民	中学 社会	高校 英語	中学 英語	小学校
介護等体験（注2）	2	2			◎		◎	◎
学校フィールド学習 A （注3）	2	2			○		○	◎
学校フィールド学習 B	3	2			○		○	○

（注2）介護等体験は特別支援学校2日間と社会福祉施設等5日間（合計7日間）の体験が終了した後に単位がされます。必修。

(注3) 国際社会専攻で小学校教員免許状の取得希望者は、学校フィールド学習 A が必修 (◎) となります。

6 教科及び教科の指導法に関する科目

教員免許状単位の内、取得する教科免許の種類毎の具体的な内容は以下の通りです。なお、入学年度によって、科目名、単位数が異なる場合がありますので注意してください。

<高校地理歴史>

◎印は必修科目、その他の選択科目を含めて 30 単位以上

施行規則に定める科目区分	授業科目	学年	単位	備 考
日本史	◎ 日本史概説	1	2	
	◎ 日本現代史	1	2	
	日本近代史	1	2	
	民俗学	1	2	
	考古学	1	2	
	近代日本の成立	2	2	
外国史	◎ 東洋史概説	1	2	
	◎ 西洋史概説	1	2	
	朝鮮半島の歴史と文化	3	2	
	ヨーロッパの歴史と文化	2	2	
	アメリカの歴史と文化	1	2	
	南東欧とロシアの歴史と文化	1	2	
人文地理学・自然地理学	◎ 人々の生活と地理	1	2	
	◎ 自然と地理	1	2	
地誌	◎ 地誌概論	3	2	
	地誌	3	2	
	群馬の産業と社会 (前近代)	2	2	
	群馬の産業と社会 (近代)	2	2	
	地域史研究	3	2	
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	歴史総合	3	2	
	教科内容構成 (地歴)	3	2	
各教科の指導法	◎ 社会科・地歴科教育法 I	3	2	
	◎ 社会科・地歴科教育法 II	3	2	

<高校公民>

◎印は必修科目、その他の選択科目を含めて 30 単位以上

Ⅲ. 教員養成に係る授業科目とその内容並びに授業計画について

施行規則に定める科目区分	授業科目	学年	単位	備 考
法律学（国際法を含む。）、 政治学（国際政治を含む。）	◎ 憲法Ⅱ	1	2	
	◎ 国際関係論	3	2	
	政治学入門	1	2	
	◎ 国際法	2	2	
社会学、 経済学（国際経済を含む。）	◎ 社会学	1	2	
	◎ 経済学概論Ⅰ	1	2	学部必修
	◎ 経済学概論Ⅱ	1	2	
	◎ 世界経済	2	2	
	東南アジア論	2	2	
	地域コミュニティ論	3	2	
哲学、倫理学、宗 教学、心理学	◎ 倫理学概説	1	2	
	◎ キリスト教概論Ⅰ	1	2	学部必修
	◎ キリスト教概論Ⅱ	1	2	学部必修
	心理学概論	1	2	
	哲学	1	2	
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を	公民総合	3	2	
合わせた内容に係る科目	教科内容構成（公民）	3	2	
各教科の指導法	◎ 社会科・公民科教育法Ⅰ	3	2	
	◎ 社会科・公民科教育法Ⅱ	3	2	

< 中学社会 >

◎印は必修科目、その他の選択科目を含めて 32 単位以上

施行規則に定める科目区分	授業科目	学年	単位	備 考
日本史・外国史	◎ 日本史概説	1	2	
	◎ 東洋史概説	1	2	
	◎ 西洋史概説	1	2	
	日本現代史	1	2	
	日本近代史	1	2	
地理学（地誌を含む。）	◎ 自然と地理	1	2	
	人々の生活と地理	1	2	
	◎ 地誌概論	3	2	

	地誌	3	2	
	地域史研究	3	2	
法律学、政治学	◎ 憲法Ⅱ	1	2	
	国際法	2	2	
	国際関係論	3	2	
	政治学入門	1	2	
社会学、経済学	◎ 社会学	1	2	
	◎ 経済学概論Ⅰ	1	2	学部必修
	◎ 経済学概論Ⅱ	1	2	
	世界経済	2	2	
	地域コミュニティ論	3	2	
哲学、倫理学、宗教学	◎ 倫理学概説	1	2	
	◎ キリスト教概論Ⅰ	1	2	学部必修
	◎ キリスト教概論Ⅱ	1	2	学部必修
	哲学	1	2	
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目	社会総合	3	2	
各教科の指導法	◎ 社会科・地歴科教育法Ⅰ	3	2	
	◎ 社会科・公民科教育法Ⅰ	3	2	
	◎ 社会科・地歴科教育法Ⅱ	3	2	
	◎ 社会科・公民科教育法Ⅱ	3	2	

< 中学・高校英語 >

◎印は必修科目、その他の選択科目を含めて中学 28 単位以上・高校 30 単位以上

施行規則に定める科目区分	授業科目	学年	単位	備考
英語学	◎ 英語学	3	2	T0EIC550 点未満は履修不可
	◎ 教育言語学	2	2	高免は選択 T0EIC500 点未満は履修不可

Ⅲ. 教員養成に係る授業科目とその内容並びに授業計画について

	◎ 英語教育のための文法と談話	2	2	TOEIC500 点未満は履修不可 英語教職志望者のみ履修可
	◎ 第二言語習得論Ⅰ	3	2	
	◎ 第二言語習得論Ⅱ	3	2	
英米文学	◎ 米文学論	2	2	
	◎ 英文学論	3	2	
英語コミュニケーション	◎ English for TeachersⅠ	2	2	TOEIC550 点未満は履修不可 英語教職志望者のみ履修可
	◎ English for TeachersⅡ	2	2	TOEIC550 点未満は履修不可 英語教職志望者のみ履修可
	◎ World Englishes	2	2	高免は選択
異文化理解	◎ 異文化理解	2	2	
	◎ 英米地域研究	3	2	TOEIC550 点未満は履修不可
教科及び教科の指導法に 関する科目における複数 の事項を合わせた内容に 係る科目				
各教科の指導法	◎ 英語科教育法Ⅰ	3	4	TOEIC550 点未満は履修不可
	◎ 英語科教育法Ⅱ	3	4	TOEIC550 点未満は履修不可

7 その他 幼稚園または小学校教員免許

1. 履修条件

国際社会専攻の学生で、以下の条件を満たし、幼稚園または小学校教員免許状の取得を希望する場合には、「教職聴講願」を提出して許可を得なければなりません。許可を得た場合、特別に幼稚園または小学校教員免許状に限り取得するための科目を履修することができます。

この要項では、参考として主に小学校教員免許の取得の場合も併記します。

なお、国際社会専攻の学生が幼稚園または小学校教諭一種免許状を取得するためには、多くの単位を修得しなければならないため、卒業時までには取得することは難しいと考えられます。予め卒業後の単位取得についても計画しておくことをお勧めします。

- ① 教員になる意志と幼稚園または小学校免許状取得への強い意欲を持つ 2年生以上の者。
- ② 中学校教諭一種免許状取得のための教職課程を履修している者。
- ③ 4年次に中学校及び幼稚園または小学校で教育実習を必ず行うこと。
- ④ 4年次に教員採用試験を必ず受けること。
- ⑤ 上記1～4について、誓約書を提出した者。

*なお、この制度は地域児童教育専攻で課程認可を受けている定員に空きがある場合のみ適用されます。希望する者は必ず「教職聴講願」を提出してください。

2. 国際社会専攻の学生が小学校教員免許を取得する際に取得すべき単位と履修すべき科目

- ① 小学校教員免許状を取得するための科目区分別必要単位数（初等・中等共通）

教育職員免許法施行規則で定められている科目の名称	本学で該当する授業科目 (登録時はこの授業科目を登録する)	免許法	本学
		小学校	小学校
日本国憲法	憲法 I	2	2
体育	健康運動実習	2	2
外国語コミュニケーション	Spoken English I・II または 中国語 A I・A II	2	4
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	情報処理演習	2	2

(単位)

* 本学では免許法で定められた単位より多く設定されています。

* 本学指定の単位を取得した場合は、卒業時に免許状一括申請を大学側で行います。それ以外の法定単位内で免許状を申請する場合は個人申請となります。

2023 年度以降入学者に適用

区分	法律で定められている単位数	本学で履修すべき単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	30	40
教育の基礎的理解に関する科目	10	12 (初等・中等共通)
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	14 (初等・中等共通)
教育実践に関する科目	7	8 (教職実践演習のみ共通)
大学が独自に設定する科目	2	4
合 計	59	78

(単位)

* 本学では免許法で定められた単位より多く設定されている免許種もあります。

* 教科及び教科の指導法に関する科目のうち、各教科の指導法に関する科目は、法律にて体育、音楽、図工のうちから 2 教科以上を必ず履修することとされています。

② 科目区分ごとの履修すべき科目 国際社会専攻の学生が小学校教員免許状を取得する場合には、中学校教員免許状取得が条件となっています。

<教育の基礎的理解に関する科目等>

科目区分	授業科目	学 年	単 位	備 考
教育の基礎的理解	教育と人間「教育原理 I」	2	2	初等・中等共通
	教職論	1	2	初等・中等共通
	教育と社会「教育原理 II」	2	2	初等・中等共通

Ⅲ. 教員養成に係る授業科目とその内容並びに授業計画について

に関する科目	教育と心理「教育心理学」	1	2	初等・中等共通
	特別支援教育（共生の教育）	3	2	初等・中等共通
	教育課程論	1	2	初等・中等共通
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論と指導法	2	2	初等・中等共通（小中免）
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	3	2	初等・中等共通
	教育方法・技術	2	2	初等・中等共通
	ICT 活用実践特講	2	2	初等・中等共通
	生徒指導論	2	2	初等・中等共通
	教育相談論	2	2	初等・中等共通
	進路指導論	3	2	初等・中等共通
教育実践に関する科目	教育実習事前事後指導（初等）	2	2	
	教育実習・初等	3	4	
	教職実践演習	4	2	初等・中等共通

<教科及び教科の指導法に関する科目>

◎印は必修科目、40 単位以上

施行規則に定める科目区分	授業科目	学年	単位	備考
国語（書写を含む。）	◎ 初等国語概説（書写を含む。）	1	2	
	群馬の言葉とこども	2	2	
	初等国語授業デザイン	2	2	
社会	◎ 初等社会概説	1	2	
算数	◎ 算数概説	2	2	
理科	◎ 初等理科概説	1	2	
音楽	◎ 初等音楽概説	1	2	
図画工作	◎ 図画工作概説	1	2	
	造形	1	2	
体育	◎ 初等体育概説	1	2	
家庭	◎ 初等家庭概説	1	2	
	こどもと家族	2	2	
生活	◎ 生活科概説	1	2	
	こどもの生活と学び	1	2	
外国語	◎ 初等英語概説	1	2	

国語（書写を含む。）	◎ 初等国語科教育法（書写を含む。）	2	2	
社会	◎ 初等社会科教育法	2	2	
算数	◎ 算数科教育法	2	2	
理科	◎ 初等理科教育法	2	2	
音楽	◎ 初等音楽科教育法	2	2	
図画工作	◎ 図画工作科教育法	2	2	
体育	◎ 初等体育科教育法	2	2	
家庭科	◎ 初等家庭科教育法	2	2	
生活科	◎ 生活科教育法	2	2	
外国語	◎ 初等英語科教育法	2	2	

＜大学が独自に設定する科目＞

施行規則に定める科目区分	授業科目	学年	単位	
大学が独自に設定する科目	◎ 介護等体験	2	2	
	◎ 学校フィールド学習 A	2	2	
	学校フィールド学習 B	3	2	

「教科及び教科の指導法に関する科目」や「教育の基礎的理科に関する科目等」を法定単位を超えて履修することにより、その超過単位数をこの区分の単位に読み替えることができます。なお、学校フィールド学習 A（2 単位）」は必修となります。

教育職員免許法施行規則で定められている科目は、中学校教員免許状取得のための科目と同じですので、特別に履修しなければいけない科目はありません。

3. 手続きと免許状の交付

① 申込手続き

- 国際社会専攻の学生で、幼稚園または小学校教員免許状の取得を希望する者は、上記 1 の条件を満たしていることを確認のうえ、毎年度前期の履修登録前に学生センターへ次の書類を提出してください。書類は学生センターに用意してあります。

◆ 「教職聴講願」

◆ 誓約書

◆ 履修予定科目一覧

- 「教職聴講願」が許可された場合、学生センターは提出された履修予定科目につき、履修登録が可能となるよう手続きをします。

② 免許状の交付

- 大学で定めた科目の単位を修得した者が誓約書の内容を履行した場合に限り大学から群馬県教育委員会に一括して交付の申請をし、卒業時に幼稚園または小学校教員免許状が交付されます。
- 万が一、誓約書の内容が履行されなかった場合には、修得した単位は認定されますが、大学からの一括申請はなされません。

Ⅲ. 教員養成に係る授業科目とその内容並びに授業計画について

教育職員免許状取得に関する要項（学校教育コース）

1 プログラム

地域児童教育専攻（学校教育コース）において教員免許状を取得しようとする人は、①卒業に必要な単位を修得し、さらに学則等に基づき、②教育職員免許法や教育職員免許法施行規則に定められている必要な科目の単位を併せて修得しなければなりません。この要項に定められたことをしっかりと読んで履修してください。ただし、この要項に定めた科目のうち、多くの科目は卒業に必要な単位としても同時に認定されますので、②だけのために履修しなければならない科目はそれほど多くありません。計画的に履修してください。

なお、地域児童教育専攻学校教育コースは小学校教員免許状取得を目指すものです。この要項では、参考として小学校教員免許状の取得について説明します。

中学校教員免許状および高等学校教員免許状の取得を希望する場合には、「教職聴講願」を提出して許可を得なければなりません。中学校および高校教員免許状の取得については、前項の教育職員免許状取得に関する要項（国際社会専攻）を参照してください。また、幼稚園教員免許状の取得を希望する場合は、次項の教育職員免許状・保育士資格取得に関する要項（幼児教育・保育コース）を参照してください。

2 本学で取得できる免許状・資格の種類および教科

本学では、次の表に書かれた免許状・資格の種類と教科に関する免許状を取得できます。

免許状・資格の種類（地域児童教育専攻）	教科
保育士資格 ※幼児教育・保育コースのみ 幼稚園教諭一種小学校教諭一種	

免許状の種類（国際社会専攻）	教科
中学校教諭一種 高等学教諭一種	社会・英語 地歴・公民・英語

※学校教育コースの学生は、「教職聴講願」を提出し認められた場合、中学校または高校の教職課程が履修可能

3 基礎資格および最低必要単位

本学で教育職員免許状を取得するために必要な要件は次のとおりです。

- 1) 基礎資格として学士の学位を有すること（大学を卒業すれば得られる）
- 2) 以下の教員免許状単位を修得すること（教員免許状単位修得要件として「教育職員免許法に定める科目」と「教育職員免許法施行規則で定められた科目」を次の表の通り修得すること）

教育職員免許法施行規則で定められている科目の名称	本学で該当する授業科目 (登録時はこの授業科目を登録する)	免許法		本学	
		小	幼・中・高	小	幼・中・高
日本国憲法	憲法 I	2		2	
体育	健康運動実習	2		2	
外国語コミュニケーション	Spoken English I・II または中国語 A I・A II	2		4	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	情報処理演習	2		2	

(単位)

*本学では免許法で定められた単位より多く設定されています。

*本学指定の単位を取得した場合は、卒業時に免許状一括申請を大学側で行います。それ以外の法定単位内で免許状を申請する場合は個人申請となります。

2023 年度以降入学者に適用

教育職員免許法で定められた科目	小学校		中学校	
	免許法	本学	免許法	本学
教科及び教科の指導法に関する科目	30	40	28	英語 28 社会 32
教育の基礎的理解に関する科目	10	12	10	12
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	14	10	14
教育実践に関する科目	7	8	7	8
大学が独自に設定する科目	2	4	4	2
合 計	59	78	59	英語 64 社会 68

(単位)

*本学では免許法で定められた単位数より多く設定されている免許種もあります。

*他の区分の修得単位数のうち最低修得単位を超えて修得した単位は、大学が独自に設定する科目の単位数としてカウントされます。

*必修科目の他に選択科目で免許法必要単位数を修得しなければなりません。

3) 特別支援学校及び社会福祉施設等での「介護等体験」をおこなうこと（高等学校教員免許を除く） 小学校及び中学校の教員普通免許状の取得には「介護等体験」に参加することが必要です（注 2）。

- a. 特別支援学校（省令が定める盲・聾・養護学校）で2日間、社会福祉施設等で5日間の「介護等体験」が義務付けられています。
- b. 小学校および中学校の教員免許状を申請する際には「介護等体験」を行った施設の長が発行する「証明書」を提出しなければなりません。（高等学校教員免許の申請には不要）

Ⅲ. 教員養成に係る授業科目とその内容並びに授業計画について

(注2)「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」に基づきます

4 教育の基礎的理解に関する科目等

教員免許状単位の内、第三欄から第五欄の「教職に関する科目」の具体的な内容は以下の通りです。

科目区分	授業科目	学年	単位	備 考
教育の基礎的理解に関する科目	教育と人間「教育原理Ⅰ」	2	2	初等・中等共通
	教職論	1	2	初等・中等共通
	教育と社会「教育原理Ⅱ」	2	2	初等・中等共通
	教育と心理「教育心理学」	1	2	初等・中等共通
	特別支援教育（共生の教育）	3	2	初等・中等共通
	教育課程論	1	2	初等・中等共通
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論と指導法	2	2	初等・中等共通（小中免）
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	3	2	初等・中等共通
	教育方法・技術	2	2	初等・中等共通
	ICT 活用実践特講	2	2	初等・中等共通
	生徒指導論	2	2	初等・中等共通
	教育相談論	2	2	初等・中等共通
	進路指導論	3	2	初等・中等共通
教育実践に関する科目	教育実習事前事後指導（初等）	2	2	
	教育実習事前事後指導（中等）	3	2	
	教育実習・初等	3	4	
	教育実習・中等A	4	2	
	教育実習・中等B	4	4	
	教職実践演習	4	2	初等・中等共通

【注 意】

- 中学校教員免許状を取得しようとする場合には、「教職聴講願」を提出したうえで、道徳の理論と指導法並びに、取得しようとする免許教科ごとに定められた「教科教育法」の科目を修得しなければなりません。
- 本学の英語科教員免許状取得希望者は、前年度の3月までに TOEIC550 点以上のスコアがないと英語科教育法は履修できません。
- 「教育実習」の単位を取得するには、「教育実習事前事後指導（初等）」に必ず参加しなければなりません。掲示される日程に十分注意して下さい。
- 中学校及び高等学校の教員免許状取得希望者は、「教職論」、教育と人間「教育原理Ⅰ」、教育と社会「教育原理Ⅱ」、教育と心理「教育心理学」を原則として修得済みでないといけません。

5 大学が独自に設定する科目

教員免許状単位の内、大学が独自に設定する科目には、取得免許ごとに以下の○が該当します。なお、他の区分の修得単位数のうち最低修得単位を超えて修得した単位は、大学が独自に設定する科目の単位数としてカウントされます。これらの単位は卒業単位としても認められます。

授業科目	学年	単位	高校 地歴	高校 公民	中学 社会	高校 英語	中学 英語	小学校
介護等体験（注 2）	2	2			◎		◎	◎
学校フィールド学習 A	2	2			○		○	◎
学校フィールド学習 B （注 3）	3	2			○		○	○

（注 2）介護等体験は特別支援学校 2 日間と社会福祉施設等 5 日間（合計 7 日間）の体験が終了した後に単位認定がされます。必修。

（注 3）中高の免許状を取得希望する場合は、必ず履修してください。

6 教科及び教科の指導法に関する科目

教員免許状単位の内、第二欄「教科及び教科の指導法に関する科目」の、取得する教科免許の種類毎の具体的な内容は以下の通りです。なお、入学年度によって、科目名、単位数が異なる場合がありますので注意してください。

<小学校>

◎印は必修科目、40 単位以上

施行規則に定める科目区分	授業科目	学年	単位	備 考
国語 （書写を含む。）	◎ 初等国語概説（書写を含む。）	1	2	
	群馬の言葉とこども	2	2	
	初等国語授業デザイン	2	2	
社会	◎ 初等社会概説	1	2	
算数	◎ 算数概説	2	2	
理科	◎ 初等理科概説	1	2	
音楽	◎ 初等音楽概説	1	2	
図画工作	◎ 図画工作概説	1	2	
	造形	1	2	
体育	◎ 初等体育概説	1	2	
家庭	◎ 初等家庭概説	1	2	

Ⅲ. 教員養成に係る授業科目とその内容並びに授業計画について

	こどもと家族	2	2	
生活	◎ 生活科概説	1	2	
	こどもの生活と学び	1	2	
外国語	◎ 初等英語概説	1	2	
国語（書写を含む。）	◎ 初等国語科教育法（書写を含む。）	2	2	
社会	◎ 初等社会科教育法	2	2	
算数	◎ 算数科教育法	2	2	
理科	◎ 初等理科教育法	2	2	
音楽	◎ 初等音楽科教育法	2	2	
図画工作	◎ 図画工作科教育法	2	2	
体育	◎ 初等体育科教育法	2	2	
家庭科	◎ 初等家庭科教育法	2	2	
生活科	◎ 生活科教育法	2	2	
外国語	◎ 初等英語科教育法	2	2	

7 教育実習（教育及び保育実習取扱規則参照）

教育実習については、後に掲げる「教育実習参加要領」を読んでもれなく履修してください。本学の教育実習は、実習協力校または自身の出身校で行います。

教育実習を履修するためには、教育実習事前事後指導（2単位）を必ず履修しなければなりません。

また、小学校教員免許状、中学校教員免許状取得希望者は教育実習4単位を、高等学校教員免許状取得希望者は教育実習2単位を、中学校と高等学校の両方の免許状の取得希望者は教育実習4単位を履修しなければなりません。

※地域児童教育専攻の学生が、「小学校教員免許状」に加えて「中学校教員免許状」の取得を希望する場合は、「教育実習・初等」に加え、「教育実習・中等B」を履修します。

8 介護等体験（教育及び保育実習取扱規則参照）

小学校および中学校教員免許状を取得するには「介護等体験」を行わなくてはなりません。「介護等体験」は7日間（内訳 特別支援学校2日間、社会福祉施設等5日間）で、特別支援学校については群馬県教育委員会、社会福祉施設等については群馬県社会福祉協議会の協力を得て、実習を行います。

群馬県以外の都道府県出身者は出身都道府県の同様の組織を通じて地元でも体験実習できますが、大学の教職事務担当者や教職関係教員に相談をした上で、自分自身の判断によって所定の手続きをすることが必要になります。

*介護等体験を申し込むためのガイダンスは、特別支援学校での体験（2日間）と社会福祉施設での体験（5日間）とでそれぞれ別の日程で行います。教職掲示板にて日時を知らせますので注意してください。ガイダンスや事前指導に理由なく欠席した場合は、介護等体験に参加できません。

9 教員免許状の交付

本学では教員免許状に必要な単位が修得され、本人に申請の意志がある場合に、大学から群馬県教育委員会に一括して交付の申請をします。

このほか、在学中に所要の単位を履修し得なかった場合にも、卒業後に科目等履修生制度や通信教育制度等を利用して必要な単位などを満たせば、課程認定を受けた大学の「学力に関する証明書」を添付して、当該都道府県の教育委員会に免許状の授与を直接個人で申請することができます。

10 教員採用試験

教員採用試験は毎年7月ごろを中心に、全国各都道府県教育委員会等によって実施されます。通常第一次試験と第二次試験があり、第一次試験の合格者のみが第二次試験を受ける機会が与えられます。

試験の内容は、都道府県等によって異なりますが、教養、教科、教職についての筆記試験、時には小論文などが課されます。また実技試験や模擬授業、面接等も行われます。特に二次試験では小論文、模擬授業、面接が重要な試験内容となっています。

これまでは全国的な少子化による教員定数減のため、教員の採用数が少なくなり、卒業後に正規に教員として採用されることは非常に困難になっていました。しかし、教員採用数の決定については、最近、地方の独自性が認められるようになったことや、今後しばらくは退職年齢を迎える教員数がかかなり多くなるため、採用数が増加する傾向にあります。正規の教員として採用されなかった場合も、非常勤講師等に任用されて経験を重ねた上で、採用試験に挑戦することで正規の教員となっていく者も多くなってきているのが現状です。

そういう意味で、困難ではあるが志のあるところに道は創られるのであり、教員採用試験は難関ではあっても、一人二人と先輩によって道が踏み固められていっています。そのようにしてやがて本学卒業生が教育界で果たし得る役割が、次第に地域に広げられていくものだと考え、誠心誠意努力して、本学の創立以来の伝統を継承して将来に発展させる素地を築いてください。

11 教育実習参加要領（教育及び保育実習取扱規則参照）

1. 教育実習に参加するにあたって 教育実習は、教師をめざす学生が、「教える」ということを自ら学ぶ学習体験である。これまで教えられる側にいた自分を「教える」立場へと自ら転換させることにより、学ぶということはどういうことかをあらためて考え直す重要な機会である。

学ぶ側にいるときに、うまく教えて欲しい、何もかも教えて欲しいと思ったことがあっても、それは本当に学ぶことではないということを、自分が教える側から考えることで初めて知ることができる。また教えるためには、自らが学ばなければ本当に教えることはできないということをも学ぶ。その場合、本当に学ぶということはどういうことかを考えることができる。

だから、教育実習の体験は、教えるということの経験を積む場であるが、学ぶということがどういうことであるかを学ぶことのできるとてもよい機会である。教育実習の体験を通して、は

Ⅲ. 教員養成に係る授業科目とその内容並びに授業計画について

じめて本当に学ぶ人間になれるかもしれないのである。本当に学ぶということも、様々な角度から考えなければならないが、とくにこれまでの「受け身の学び」から「能動的な学び」、「自ら求める学び」へと大きく飛躍していくことが大切である。

教育実習は、あれこれと教師の技術を教えてもらうことではないはずである。本当に自ら学ぶ人間になるために、教育実習に挑戦することが必要である。そして、学ぶということや、学び方を学んで、もう一度、残り少なくなってくる大学生活を大切に、大学で学びなおして成長して欲しい。自らたえず学びつつ成長していくことをめざす人間こそが、教師になるのにふさわしく、子どもたちと共に未来を考える教師になれる。

教育実習は、ただ教え方を練習するとか訓練するということではない。教育の仕事は、どのような仕事か、教育するとはどういうことかを学ぶことであり、それを通して、自分自身が真に学ぶということはどういうことかを考え直す機会である。教えようとする直接の教育内容はもとより、教育内容の背後にある、関連の知識や技術にも目を向けなければならない。したがって、教えるためには、当面の教育内容を覚えていることや丸暗記しているのではなく、どのように自分の力になっているか、その知識や技能を、背後にある知識をも含めて、自分がいかに使いこなせるようになっているかが大切である。

教職科目で学び考えたことや、教科科目で学び覚えたことをそのまま、子どもに覚えさせようとしても真に教えることにはならない。そのため、教壇上で教える体験を通して、真に子どもたちが学ぶということはどういうことかを学ぶことが大切である。教育実習では、教師としての完成や、一挙に教師として一人前になることよりも、真摯に教育の仕事に立ち向かう心をもって、自分自身が謙虚に学ぶことを大切にしてもらいたい。学ぶ姿勢をもっていることが最も良く教えるようになれるということを銘記してもらいたい。

実習生を指導する学校の先生方も多様で個性的であるが、実習生の皆さんの成長を願って、貴重な労力と時間を割いて指導に当たっているのであるから、相互の信頼関係に応えるように、まず実習生自身が、誠心誠意応える努力をしてもらいたい。また、年間の授業計画の中で、生徒にとっても大事な時間を借りて、未熟な自分が人間として成長していくための貴重な機会を与えられたのであるから、能動的な自分になって、生徒と向き合っていくのである。

このような意味で、教育実習は、教師の資格を取得するための履修要件ではあるが、それだけで教師としての完成を求められているのではなく、教師をめざし、社会人として人間の成長を助成することができる人間になるための、大学生としての貴重な体験学習であると考えてほしい。

2. 教育実習の目的

(1) 教育の専門性

「教育実習」は、もとは「実地授業」と呼んで、教師になるための授業の練習と訓練であった。しかし、今日、単なる実地授業ではなく、授業も含めて、教育の全体の姿を学ぶ場と考えられるようになっている。

だから、教材研究をどのように行い、教案（授業計画）をどのようにつくって授業をすればよいのかということは、もとより大切であるが、学校の様子や教師の仕事の様々な広がり、さらには一人ひとりの児童・生徒の様子、あるいは学校を場とした教師や児童・生徒の生活の姿、学校の空間や施設設備の状況などに至るまで、広く教育の現実の状況を良く理解することが大切である。しかも、昨日まで受け身で教育を受ける立場にあった実習生にとって、教育を与えられる側と教育する側の両側から教育を考えることのできる、とても貴重な機会である。

教職は、子どもの権利を伸張させ、健やかに成長していくことを助成する仕事である。しかも親の義務である子どもの権利の保障を、子どもの父母や社会から信託された専門家として日々

行う仕事である。だから、学校や教師の仕事、生徒の状況、使用されている教材など教育の現場について、専門家として学び考えることができるよう努力することが必要である。教師の配慮や行動の中に、教える者と教えられる者が向き合いながら、共に成長するために努力している姿を学ばなければならない。そうすることによって、これまで学んできた教育学・心理学等の視点も参考にしながら、学校現場を見直してみることが必要である。

(2) 教育理論から教育実践へ 教える側から学ぶためには、教育の実際をまず、貪欲に知る努力をすることが大切である。教育実習の体験等をきっかけとして、できるだけ現実に
行われている教育実践に学び、教師と児童・生徒の関係がどのようなかを感じ取るこ
とから出発して、教育の現実を基盤とした教育の理論と実際の関係を考えてみる必要があ
る。あるいは、それまで学んだ理論的学習は、理論だけではよくわからなかったことが、
教育実習を体験することによって、改めて新しいイメージを伴って実感できるものともなり得
る。

(3) 地域を育てる教師の役割 一般に教師を養成するには、教員養成を直接に目的とし
た、これまででいえば国立大学の教育学部等と、教員養成を必ずしも目的にしてい
ないが、教師を目指す人には教員の資格が取得できるような大学がある。本学は、いうまでも
なく後者にあたる。

近年の少子化傾向や地域・学区の崩壊によって、教員の採用が激減した。そういう中で、現
在、ベビーブーム世代教員の大量退職により、採用状況は上向いているとはいえ、教員採用試験
が他の職場への就職より困難であるということに変わりはない。だが教育の仕事は、これまでの
人間の様々な分野の経験を次の時代に引き継いでいくための、基本的な作用として、近代以降の
社会において、ますます重要性を増してきたのである。とりわけ、20 世紀になって科学技術の
長足の進歩と、それを背景にした国際化の進展は目を見張るばかりである。かつて多くの大衆が
無学文盲であった時代とは異なり、組織化された教育作用の重要性は、増えることはあっても、
少なくなることはない。このような状況の下で、現在の少子化の動向にもかかわらず、コンスタ
ントに、新たにすぐれた教育者が、常に世に送り出されなければならない。

また、今日、地域性や地域の個性や独自性が崩壊し、日本中どこへ行っても、同じようにな
り、世界のどこへでも進出するようになっている。それでも人間にとって、生まれ、育ち、人と
関わりながら生きていく原点は、郷土である。郷土の教育と文化を継承し、郷土の生活と社会を
育て、人が育つ郷土にしていくことが大切である。情報化、国際化の中で、郷土に根ざし、郷土
の人づくりに根気よく働く人材は、2

1 世紀にもますます求められている。

このような教育の意義の根底的な理解を得るために、教育実習は、貴重な教育体験となり、教
職者として、市民として、親として、教育を考え続ける人間となるための基礎的素養となる。

教育職員免許状・保育士資格取得に関する要項（幼児教育・保育コース）

1 プログラム

地域児童教育専攻（幼児教育・保育コース）において教員免許状・保育士資格を取得しようとする人は、①卒業に必要な単位を修得し、さらに学則等に基づき、②教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則、児童福祉法及び児童福祉法施行規則に定められている必要な科目の単位を併せて修得しなければなりません。この要項に定められたことをしっかりと読んで履修してください。ただし、この要項に定めた科目のうち、多くの科目は卒業に必要な単位としても同時に認定されますので、②だけのために履修しなければならない科目はそれほど多くありません。計画的に履修してください。

なお、地域児童教育専攻幼児教育・保育コースは幼稚園教員免許・保育士資格取得を目指すものです。

この要項では、参考として幼稚園教員免許および保育士資格の取得について説明します。小学校教員免許の取得については、前項の教育職員免許状取得に関する要項（学校教育コース）を参照してください。

2 本学で取得できる免許状・資格の種類および教科

本学では、次の表に書かれた免許状・資格の種類と教科に関する免許状を取得できます。

免許状・資格の種類（地域児童教育専攻）	教科
保育士資格 ※幼児教育・保育コースのみ 幼稚園教諭一種 小学校教諭一種	

免許状の種類（国際社会専攻）	教科
中学校教諭一種 高等学教諭一種	社会・英語 地歴・公民・英語

※幼児教育・保育コースの学生は中学校・高校の教職課程は履修できません。

3 基礎資格および最低必要単位

本学で教育職員免許状・保育士資格を取得するために必要な要件は次のとおりです。

幼稚園教諭一種免許状

- 1) 基礎資格として学士の学位を有すること（大学を卒業すれば得られる）
- 2) 以下の教員免許状単位を修得すること（教員免許状単位修得要件として「教育職員免許法に定める科目」と「教育職員免許法施行規則で定められた科目」を次の表の通り修得すること）

教育職員免許法施行規則で定められている科目の名称	本学で該当する授業科目 (登録時はこの授業科目を登録する)	免許法		本学	
		幼	小・中・高	幼	小・中・高
日本国憲法	憲法 I		2		2
体育	健康運動実習		2		2
外国語コミュニケーション	Spoken English I・II または中国語 A I・A II		2		4
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	情報処理演習		2		2

(単位)

*本学では免許法で定められた単位より多く設定されています。

*本学指定の単位を取得した場合は、卒業時に免許状一括申請を大学側で行います。それ以外の法定単位内で免許状を申請する場合は個人申請となります。

教育職員免許法で定められた科目	幼稚園		小学校	
	免許法	本学	免許法	本学
領域および保育の指導法に関する科目 (教科及び教科の指導法に関する科目)	16	24	30	40
教育の基礎的理解に関する科目	10	12	10	12
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	4	8	10	14
教育実践に関する科目	7	8	7	8
大学が独自に設定する科目	14	-	2	4
合 計	51	52	59	78

(単位)

*本学では免許法で定められた単位数より多く設定されている免許種もあります。

*他の区分の修得単位数のうち最低修得単位を超えて修得した単位は、大学が独自に設定する科目の単位数としてカウントされます。

*必修科目の他に選択科目で免許法必要単位数を修得しなければなりません。

保育士資格

- 1) 指定保育士養成施設（本学地域児童教育専攻）を卒業すること
- 2) 以下の指定保育士養成施設（本学地域児童教育専攻）の教科目及び単位を修得すること
(児童福祉法施行規則第六条の二の三第一項第三号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法に定められたとおりに修得すること)

児童福祉法で定められた科目	本学で該当する授業科目 (登録時はこの授業科目を登録する)	学年	単位	備 考
	憲法 I	1	2	幼保・初等・中等共通

教養科目	健康運動実習	3	2	幼保・初等・中等共通
	Spoken English I・II または中国語 A I・A II	1	4	幼保・初等・中等共通
	情報処理演習	1	2	幼保・初等・中等共通
	キリスト教概論 I	1	2	

児童福祉法で定められた科目	児童福祉法	本学
保育の本質・目的に関する科目	14	14
保育の対象の理解に関する科目	9	10
保育の内容・方法に関する科目	20	36
保育実習	6	10
総合演習	2	2
合 計	51	72

(単位)

*本学では免許法で定められた単位数より多く設定されている免許種もあります。

*他の区分の修得単位数のうち最低修得単位を超えて修得した単位は、大学が独自に設定する科目の単位数としてカウントされます。

*必修科目の他に選択必修科目および選択科目で免許法必要単位数を修得しなければなりません。

4 幼稚園教諭1種免許状に関する科目等

教員免許状単位の内、第三欄から第五欄の「教職に関する科目」の具体的な内容は以下の通りです。

科目区分	授業科目	学年	単位	備 考
教育の基礎的理解に関する科目	教育と人間「教育原理Ⅰ」	2	2	幼保・初等・中等共通
	教師・保育者論	3	2	幼保共通
	教育と社会「教育原理Ⅱ」	2	2	幼・初等・中等共通
	保育の心理学	2	2	幼保共通
	特別支援教育（共生の教育）	3	2	幼・初等・中等共通
	教育・保育課程論	3	2	幼保共通
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育方法・技術	2	2	幼・初等・中等共通
	ICT活用実践特講	2	2	幼・初等・中等共通
	こどもの理解と援助	3	2	幼保共通
	教育相談論	2	2	幼・初等・中等共通
教育実践に関する科目	教育実習事前事後指導（幼）	2・3	2	
	教育実習・幼稚園Ⅰ	2	2	
	教育実習・幼稚園Ⅱ	3	2	

	保育・教職実践演習（幼）	4	2	幼保共通
--	--------------	---	---	------

(単位)

教員免許状単位の内、第二欄「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の具体的な内容は以下の通りです。

◎印は必修科目

施行規則に定める領域区分	授業科目		学年	単位	備 考
健康	◎	幼児と健康	1	2	
		こどもの遊び	2	2	
人間関係	◎	幼児と人間関係	1	2	
		こどもの育ちと家庭・地域	2	2	
環境	◎	幼児と環境	1	2	
		こどもと自然	2	2	
言葉	◎	幼児と言葉	1	2	
		児童文化財と遊び	2	2	
表現	◎	幼児と表現	1	2	
	◎	ピアノ奏法Ⅰ	1	2	
		ピアノ奏法Ⅱ	1	2	
		アートと遊び	2	2	
保育内容の指導法 (情報機器及び教材 の活用を含む。)	◎	保育内容「健康」の指導法	2	2	
	◎	保育内容「人間関係」の指導法	2	2	
	◎	保育内容「環境」の指導法	2	2	
	◎	保育内容「言葉」の指導法	2	2	
	◎	保育内容「表現」の指導法	2	2	
	◎	保育内容総論	1	2	

(単位)

5 保育士資格に関する科目等

保育士資格の単位の内、児童福祉法で定められた科目の具体的な内容は以下の通りです。

◎印は必修科目

科目区分	授業科目		学年	単位	備 考
保育の本質・ 目的に関する 科目	◎	保育原理	1	2	
	◎	教育と人間「教育原理Ⅰ」	2	2	幼保・初等・中等 共通
	◎	こども家庭福祉	3	2	

	◎	社会福祉	2	2	
	◎	こども家庭支援論	3	2	
	◎	社会的養護Ⅰ	3	2	
	◎	教師・保育者論	3	2	幼保共通
保育の対象の理解に関する科目	◎	保育の心理学	2	2	幼保共通
	◎	こども家庭支援の心理学	3	2	
	◎	こどもの理解と援助	3	2	幼保共通
	◎	こどもの保健	2	2	
	◎	こどもの食と栄養	3	2	
		こどもの遊び	2	2	幼保共通
		こどもの育ちと家庭・地域	2	2	幼保共通
		こどもと自然	2	2	幼保共通
		児童文化財と遊び	2	2	幼保共通
保育の内容・方法に関する科目	◎	教育・保育課程論	3	2	幼保共通
	◎	保育内容総論	1	2	幼保共通
	◎	保育内容「健康」の指導法	2	2	幼保共通
	◎	保育内容「人間関係」の指導法	2	2	幼保共通
	◎	保育内容「環境」の指導法	2	2	幼保共通
	◎	保育内容「言葉」の指導法	2	2	幼保共通
	◎	保育内容「表現」の指導法	2	2	幼保共通
	◎	幼児と健康	1	2	幼保共通
	◎	幼児と人間関係	1	2	幼保共通
	◎	幼児と環境	1	2	幼保共通
	◎	幼児と言葉	1	2	幼保共通
	◎	幼児と表現	1	2	幼保共通
	◎	乳児保育Ⅰ	2	2	
	◎	乳児保育Ⅱ	2	2	
	◎	こどもの健康と安全	3	2	
	◎	障害児保育	2	2	
	◎	社会的養護Ⅱ	3	2	
	◎	子育て支援論	3	2	
保育の表現技術	◎	ピアノ奏法Ⅰ	1	2	幼保共通
		ピアノ奏法Ⅱ	1	2	幼保共通
		こどもと音楽	1	2	保・初等共通
		アートと遊び	2	2	幼保共通
		造形	1	2	保・初等共通

保育実習	◎	保育実習Ⅰ	3	4	
	◎	保育実習指導Ⅰ	2	2	
		保育実習Ⅱ	4	2	
		保育実習指導Ⅱ	3	2	
		保育実習Ⅲ	4	2	
		保育実習指導Ⅲ	3	2	
総合演習	◎	保育・教職実践演習（幼）	4	2	幼保共通

（単位）

6 教育・保育実習（教育及び保育実習取扱規則参照）

教育・保育実習（以下、「実習」）については、後に掲げる「教育・保育実習参加要領」を読んでもれなく履修してください。

本学の実習と教育実習事前事後指導・保育実習指導の学年配当は、原則として次の表のようになっています。

	2年		3年		4年
	前期	後期	前期	後期	前期
幼稚園教育実習	教育実習事前事後指導（幼）				
		教育実習Ⅰ・幼稚園 （2週間）		教育実習Ⅱ・幼稚園 （2週間）	
保育実習		保育実習指導Ⅰ	保育実習Ⅰ （園2週間・施設2週間）	保育実習指導Ⅱ・Ⅲ （ⅡまたはⅢ）	保育実習Ⅱ・Ⅲ （園または施設2週間）
【参考】 小学校教育実習	教育実習事前事後指導（小）		教育実習事前事後指導（小）		
			教育実習・小学校（4週間）		

実習は、実習協力園または学生自身の出身園（以下、母園という。）、または実習協力施設でおこない

ます。なお、何らかの事情で希望する園での実習が不可能な場合は、大学との相談で方法を考えます。

実習を行う手順は次の通りです。

- ①実習を希望する1年前までに学生自身が依頼する。
- ②実習園・実習施設から許可を得られた者については、あらためて大学から公文書で実習受け入れの依頼をおこなう。

実習を履修するためには、実習の他に学内における教育実習事前事後指導・保育実習指導を必ず履修しなければなりません。教育実習事前事後指導・保育実習指導では、実習の意義、内容、方法、及び学習指導案・保育計画等の作成に関わるものなど保育教諭として必要な実践的指導力の基礎を学びます。また、実習前に知っておくべき基礎知識としての園・施設の役割や教育・保育課程の全体構造、保育教諭の仕事の概要なども学びます。また、実習後の指導では、実習で学んだことのまとめや再認識がおこなわれます。本学では、全員による実習報告会や代表者による体験発表や模擬授業などをおこなっています。

7 教員免許状・保育士資格の交付

本学では必要な単位が修得され、本人に申請の意志がある場合に、大学から群馬県及び群馬県教育委員会に一括して保育士証及び教員免許状の交付の申請をします。

このほか、在学中に所要の単位を履修し得なかった場合にも、卒業後に科目等履修生制度や通信教育制度等を利用して必要な単位などを満たせば、保育士養成施設認定及び課程認定を受けた大学の「学力に関する証明書」を添付して、当該都道府県及び当該都道府県の教育委員会に保育士証及び教員免許状の授与を直接個人で申請することができます。

8 採用試験

保育教諭、保育士、幼稚園教諭等の採用試験は毎年7月ごろを中心に、全国各都道府県教育委員会、市町村教育委員会等地方自治体やそれぞれの園や施設によって実施されます。

試験の内容や形態は、様々ですが、教養、領域、教職についての筆記試験、小論文などが課されます。また、実技試験や模擬保育、面接等も行われます。特に、小論文、模擬保育、面接が重要な試験内容となっています。

近年では、全国的な保育士不足により、卒業後に正規に保育教諭として採用されることは容易な環境にあります。一方で、退職者の増加など、職場と保育教諭とのミスマッチも課題としてあげられています。雇用形態もさまざまであり、正規、非正規にかかわらず、就職を希望する園や施設を事前に十分に研究し、採用試験を受験することが肝要です。

志のあるところに道は創られるのであり、一人二人と先輩によって道が踏み固められていています。そのようにしてやがて本学卒業生が保育の世界で果たし得る役割が、次第に地域に広げられていくものだと考え、誠心誠意努力して、本学の創立以来の伝統を継承して将来に発展させる素地を築いてください。

9 教育・保育実習参加要領（教育及び保育実習取扱規則参照）

1. 実習のねらい

- (1) 教育・保育の専門性 実習は、かつては保育教諭になるための授業の練習と訓練でした。しかし、今日では単なる練習と訓練ではなく、大学での授業も含めて、教育・保育の全体の姿を学ぶ場と考えられるようになっていきます。

したがって、教材研究をどのように行い、指導案（授業計画）や保育計画をどのようにつくって実践すればよいのかということはもとより、園・施設の様子や保育教諭の仕事の様々な広がり、さらには一人ひとりの幼児の様子、あるいは園・施設を場とした保育教諭や幼児の生活の姿、園・施設の空間や施設設備の状況などに至るまで、広く教育・保育の現実の状況をよく理解することが大切です。しかも、昨日まで受け身で教育・保育を受ける立場にあった実習生にとって、教育・保育を与えられる側と教育・保育を行う側の両側から教育・保育を考えることのできる、とても貴重な機会です。

保育教諭は、子どもの権利を伸張させ、健やかに成長させていくことを助成する仕事です。しかも親の義務である子どもの権利の保障を、子どもの父母・保護者や社会から信託された専門家として日々行う仕事です。したがって、園・施設、保育教諭の仕事、幼児の状況、使用されている教材など教育・保育の現場について、専門家として学び考えることができるよう努力することが必要です。保育教諭の配慮や行動の中に、教える者・育てる者と教えられる者・育てられる者が向き合いながら、共に成長するために努力している姿を学ばなければなりません。そうすることによって、これまで大学で学んできた教育学・保育学や心

理学、教科・領域についての専門的な知識・技能を参考にしながら、保育現場を見直してやる必要があります。

- (2) 理論と実践の還流 教える立場・育てる立場の保育教諭について学ぶためには、教育・保育の実際をまず貪欲に知る努力をすることです。実習の体験等をきっかけとして、できるだけ現実に行われている実践に学び、保育教諭と幼児の関係がどのようなかを感じ取ることから出発して、教育・保育の現実を基盤とした教育・保育の理論と実際の関係を考えてみる必要があります。一方で、それまで学んだ理論的学习について、理論だけではよくわからなかったことが、実習を体験することによって、改めて新しいイメージを伴って実感できるものとなり得るのです。

(3) 地域を育てる保育教諭の役割

保育教諭の仕事は、これまでの人間の様々な分野の経験を次の時代に引き継いでいくための基本的な作用として、近代以降の社会において、ますます重要性を増してきました。とりわけ、21世紀になって科学技術の長足の進歩と、それを背景にした国際化の進展は目を見張るばかりです。多様化する生き方や価値観の変容が進む今日、教育・保育の重要性は増えることはあっても少なくなることはありません。このような状況の下で、現在の少子化の動向にもかかわらず、コンスタントにすぐれた保育教諭が常に世に送り出されなければならないのです。

また今日、地域性や地域の個性や独自性が叫ばれる一方、日本中どこへ行っても同じようになり、世界のどこへでも進出するようになっています。それでも人間にとって、生まれ、育ち、人と関わりながら生きていく原点は地域です。地域の教育と文化を継承し、地域の生活と社会を育て、人が育つ地域にしていくことが大切です。情報化、国際化の中で、地域に根ざし、地域の人づくりに根気よく働く人材は、21世紀にもますます求められています。

このような教育・保育の意義の根底的な理解を得るために、実習は、貴重な教育・保育体験となり、保育教諭として、市民として、親として、教育・保育を考え続ける人間となるための基礎的素養となるのです。

- (4) 実習の目的 幼稚園教育実習の全体目標は、教育職員免許法及び同施行規則に基づき全国すべての大学の教職課程で共通的に習得すべき資質能力を示す「教職コアカリキュラム」において、「教育実習は、観察・参加・実習という方法で教育実践にかかわることを通して、教育者としての愛情と使命感を深め、将来教員になるうえでの能力や適性を考えるとともに課題を自覚する機会である。一定の実践的指導力を有する指導教員のもとで体験を積み、学校教育の実際を体験的・総合的に理解し、教育実践ならびに教育実践研究の基礎的な能力と態度を身につける。」と示されています。(図1 参照)

保育実習の目的は、「保母養成所における保育実習の実施基準等について」において、「保育実習は、その習得した教科全体の知識、技能を基礎とし、これらを総合的に実践する応用的能力を養うため、児童に対する理解を通じて保育の理論と実践の関係について習熟させることを目的とする。」と示されています。

国際社会専攻及び地域児童教育専攻 共通事項

教育実習について

教育実習はもれなく履修してください。本学の教育実習は、実習協力校または自身の出身校で行います。教育実習を履修するためには、教育実習事前事後指導（2単位）を必ず履修しなければなりません。また小学校教員免許状、中学校教員免許の状取得希望者は教育実習4単位を、高等学校教員免許状取得希望者は教育実習2単位を、中学校と高等学校の両方の免許状の取得希望者は教育実習4単位を履修しなければなりません。

※地域児童教育専攻の学生が、「小学校教員免許状」に加えて「中学校教員免許状」の取得を希望する場合は、

「教育実習・初等」に加え、「教育実習・中等B」を履修します。

介護等体験について

小学校および中学校教員免許状を取得するには「介護等体験」を行わなくてはなりません。「介護等体験」は7日間（内訳 特別支援学校2日間、社会福祉施設等5日間）で、特別支援学校については群馬県教育委員会、社会福祉施設等については群馬県社会福祉協議会の協力を得て、実習を行います。

群馬県以外の都道府県出身者は出身都道府県の同様の組織を通じて地元でも体験実習できますが、大学の教職事務担当者や教職関係教員に相談をした上で、自分自身の判断によって所定の手続きをすることが必要になります。

*介護等体験を申し込むためのガイダンスは、特別支援学校での体験（2日間）と社会福祉施設での体験（5日間）とでそれぞれ別の日程で行います。

教員免許状の交付について

本学では教員免許状に必要な単位が修得され、本人に申請の意志がある場合に、大学から群馬県教育委員会に一括して交付の申請をします。

このほか、在学中に所要の単位を履修し得なかった場合にも、卒業後に科目等履修生制度や通信教育制度等を利用して必要な単位などを満たせば、課程認定を受けた大学の「学力に関する証明書」を添付して、当該都道府県の教育委員会に免許状の授与を直接個人で申請することができます。

教員採用試験について

教員採用試験は毎年6～7月頃を中心に、全国各都道府県教育委員会等によって実施されます。通常第一次試験と第二次試験があり、第一次試験の合格者のみが第二次試験を受ける機会が与えられます。

試験の内容は、都道府県等によって異なりますが、教養、教科、教職についての筆記試験、時には小論文などが課されます。また実技試験や模擬授業、面接等も行われます。特に二次試験では小論文、模擬授業、面接が重要な試験内容となっています。